

第32回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年2月26日（水）午後2時00分から午後3時12分まで

2 開催場所 幕別町役場3階会議室3-A

3 出席委員（23名）

会長	24番	谷内 雅貴
会長職務代理者	23番	鯖戸 英明
	1番	香西 浩志
	2番	菅野 能穂
	3番	高野 英一
	4番	渡邊ひろ子
	5番	井田 留吉
	6番	齊藤 一男
	7番	前川 厚司
	8番	橋本 浩弥
	9番	高橋 孝二
	10番	深松 俊英
	12番	石川 雅洋
	13番	森 勤子
	14番	飛田 榮
	15番	齊藤 正孝
	16番	西田 利幸
	17番	帰山 茂義
	18番	吉田 正宏
	19番	中村富士男
	20番	棚 範貴
	21番	澤邊 佳範
	22番	松本 誠

4 欠席委員（1名） 11番 蟹原 一治

5 議事日程

1) 開会

2) 議事録署名委員

3) 諸般の報告

4) 報告

第1号 意見書に対する幕別町からの回答について

第2号 令和3年度農業政策と予算に関する要望意見について

第3号 各種研修会の報告について

第4号 農地所有適格法人報告書の受理について

第5号 農地法第5条の規定による届出について

第6号 農地台帳整備に係る現況地目の確認について

議案

- 第1号 農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について
- 第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第6号 現況証明について
- 第7号 幕別町農業委員会事務局設置規則の一部改正について

6 事務局長 廣瀬 紀幸
 忠類支局長 高橋 宏邦
 農地振興係長 岩岡 夢貴
 忠類支局農地振興係長 鈴木 亮二
 農地振興係主査 菅原美栄子

7 会議の概要

議長	<p>幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第32回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>次に、議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規定により指名をいたします。議事録署名委員に17番 帰山委員、18番 吉田委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。</p> <p>次に諸般の報告を事務局から申し上げます。</p>
事務局	<p>諸般の報告を申し上げます。</p> <p>会議規則第4条の規定により、11番 蟹原委員より欠席する旨の届出がございましたので報告いたします。</p>
議長	<p>次に、報告第1号「意見書に対する幕別町からの回答について」を議題といたします。事務局から報告第1号の説明をいたします。</p>
事務局	<p>報告第1号「意見書に対する幕別町からの回答について」、報告第1号別紙をご覧いただきたいと思います。令和元年12月11日幕別町に対し提出いたしました意見書について、令和2年1月31日、幕別町から農業委員会法第38条第2項に基づき、意見を考慮した上で回答がありましたので報告いたします。</p> <p>少し長くなりますが、内容を朗読し説明に代えさせていただきます。一枚めくっていただきまして、「記」の下から説明させていただきます。</p> <p>【報告第1号別紙をもとに朗読】</p>
	<p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>報告第1号について説明を申し上げました。 質疑ございませんか。</p>

(発言なし)

議長 質疑がないようですので、報告第1号については報告のとおり承認されました。

議長 次に、報告第2号「令和3年度農業政策と予算に関する要望意見について」を議題といたします。

事務局 事務局から報告第2号の説明をいたします。

事務局 報告第2号「令和3年度農業政策と予算に関する要望意見について」、次のとおり十勝農業委員会連合会を通じ、北海道農業会議へ提出しましたので報告いたします。

令和3年度農業政策と予算に関する要望意見につきましては、昨年12月に幕別町に対しまして「農業政策等に関する意見書」を提出し、国並びに北海道に対して働きかけの要請を行っておりますことから、同様の内容を十勝農委連を通じ、北海道農業会議へ提出するものでございます。

内容につきまして、先ほどの報告第1号で説明しました7項目についてでございます。

要望の内容、理由につきましては議案に記載のとおりでございます。

以上で報告を終わります。

議長 報告第2号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑がないようですので、報告第2号については報告のとおり承認されました。

議長 次に、報告第3号「各種研修会の報告について」を議題といたします。

事務局 事務局から報告第3号の説明をいたします。

事務局 報告第3号「各種研修会の報告について」、下記の4つの研修会に参加いたしました。1番と2番の研修会は都合により出席できなかった委員さんもおられますことから、簡単ではありますがご報告いたします。なお、この件の資料はありませんので口頭によりご報告させていただきます。

1番の「令和元年度南十勝農業委員等研修会について」ですが、今年度は広尾町農業委員会の主管により2月5日、6日の両日、開催されました。1日目は十勝毎日新聞社執行役員 児玉編集局長から「インフラ再考一本紙年間キャンペーンの取り組み」と題した講演がありました。この特集を組んだ理由として、北海道は九州に比べてインフラ整備が遅れており、台風被害、地震による被害が続いたことなどを挙げ、特に十勝のような整備が遅れている地域は「公共整備は必要である」と声を大にしなければならないと述べられました。

道路整備では、北海道の高速道路整備率が本州に比べて進んでいないことや、

農業を支える基盤整備事業についても、国の開発予算に占める割合が2004年の0.9パーセントから2019年は0.55パーセントと下がってきてていることが紹介されました。

講師自身、「公共投資」というと政治家との汚職など負のイメージが大きかったのですが、「公共投資、交通の利便性は、地域の所得に影響する」という専門家の話を聞き、必要性を認識したということあります。

最後に十勝の農地面積は25万ヘクタールと全国の12パーセントを占めており、日本の食糧庫を守るという安全保障の観点から、インフラ整備の拡充が必要であると強調されました。

2日目は「十勝農業と農村の発展に向けて」ということで、十勝総合振興局前野農務課長から講演がありました。北海道十勝では農業が地域経済に果たす役割は大きく、町村内全従業者の6割以上が農業関連従事者であるという道内町村の事例が紹介されましたが、農家戸数は、予想を上回るペースで減少していると説明がありました。

このため北海道では担い手対策として、以前は農家子弟に継いでもらえるような対策をしてきましたが、今後は外部からも呼び込む『多様な』担い手が必要で、55歳で定年となる自衛官退職者をターゲットにしていることなどが紹介されました。

次に2番の「農業委員会会長・会長職務代理者・事務局長研修会について」ですが、こちらは2月14日、音更町で開催されました。

はじめに、音更町農業協同組合の笠井代表理事組合長から、「JAおとふけの農業の取り組みについて」の説明を受けました。

J Aおとふけ管轄の農地18,500ヘクタールのうち15,000ヘクタールが耕種で、特に人参は畑作4品に続く第5の作物として取り組んだこと。また、豆類貯留調整低温貯蔵施設を建設する際には、豆類はJAおとふけの全作物の20パーセントを占めており、元々の施設の老朽化から建設に踏み切ったことが紹介されました。

講話の後は、その豆類の施設、人参洗浄選別予冷施設、長いも洗浄選別施設を視察しました。豆類の施設では、1台3千万円の「形状選別機」を導入し、その成果として平成30年産の大豆では、十勝で全量1等はJAおとふけのみであり、元がとれたと思っているという担当者からの説明がありました。また、人参の施設では、参入するには管内では後発だったので、収穫後は24時間以内に洗浄選別作業を終えるようにし、箱詰め後から出荷までの間に真空予冷機を通すなど、特に鮮度を重視したという説明を受けております。

以上、簡単ではありますが、報告とさせていただきます。

議長 次の3番につきましては、渡邊委員の方から報告をお願いいたします。

4番 1月20日、自治労会館で女性農業委員推進委員等活動強化研修会に行ってきました。95名の参加で始まりました。女性農業委員推進、登用がより進むよう、地域の女性農業委員の活動例を学ぶとともに、情報を共有し地元に持ち帰り、更なる活躍を期待するという目的の研修会でした。北海道農業会議所専務理事 佐久間氏より開会の挨拶をいただき、基調講演は農村社会における女性の活躍と題して、慶應義塾大学院SDM研究科特任教授 林美香子氏より、農村社会における女性の活躍、農村と都市との共生の内容でした。事例報告として新冠町農業委員会 佐々木碧氏より、女性農業者、農業委員としての活動についての報告がありました。

以上、報告を終わります。

議長	次の4番につきましては、森委員の方から報告をお願いいたします。
13番	<p>13番 森、ご説明いたします。去る2月21日、士幌町総合研修センターにおきまして、十勝農業委員・女性農業委員研修会が行われました。十勝の女性農業委員は13名在籍しておりますが、こちらに参加したのは10名で、そのほか事務局などを合わせまして合計27名の参加でした。幕別町からは会長と渡邊さん、私、事務局局長が参加しております。研修の内容といたしましては、北海道農業会議の総務・企画担当次長であります幡野千春氏より農業者年金制度と家族経営協定についてという内容で講演をいただき、農業者年金が農業者にとって非常に大切な年金であるというお話をされました。それと、株式会社at LOCAL代表取締役 堀田悠希氏といいまして、士幌町の道の駅の代表の方ですけれども、その方の講演もございまして、地域を巻き込み、地域の魅力を発展、発信していくということで、道の駅が今の段階に軌道に乗るまでのいろいろとご苦労されている話などを伺って、また農業の6次化に取り組んでいるという話がされて、若い年代の方なのにすごく活力のある農業をされているなと思いながら、感心して研修をさせていただきました。</p> <p>以上で報告を終わらせたいと思います。</p>
議長	報告第3号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第3号については報告のとおり承認されました。
議長	次に、報告第4号「農地所有適格法人報告書の受理について」を議題といたします。 事務局から報告第4号の説明をいたします。
事務局	報告第4号「農地所有適格法人報告書の受理について」、[REDACTED] 計1法人から提出がありましたので報告いたします。 書類等完備されておりましたので受理いたしました。 以上で報告を終わります。
議長	報告第4号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第4号については報告のとおり承認されました。
議長	次に、報告第5号「農地法第5条の規定による届出について」を議題といたします。

	事務局から報告第5号1番の説明をいたします。
事務局	報告第5号「農地法第5条の規定による届出について」、農地法第5条第1項第6号の規定による届出を受理したので報告いたします。 案件は、議案書7ページに記載しているとおりでございます。 申請事由は、宅地造成のためでございます。 なお、令和2年1月27日受理相当と認められましたので、通知書を交付しております。以上で報告を終わります。
議長	報告第5号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第5号1番については報告のとおり承認されました。
議長	次に、報告第6号「農地台帳整備に係る現況地目の確認について」を議題といたします。 事務局から報告第6号1番の説明をいたします。
事務局	報告第6号「農地台帳整備に係る現況地目の確認について」、農地台帳整備に係る下記の農地の現況地目について、現況の確認を行っておりますので報告します。 案件は議案書8ページの1件でございます。 今月19日の現地調査で現況について記載のとおり確認いたしました。以上で報告を終わります。
議長	報告第6号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第6号1番については報告のとおり承認されました。
議長	次に、議案第1号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。 議案第1号1番から3番について事務局から説明をいたします。
事務局	議案第1号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」、農地法第18条の規定により合意解約通知があったので審議を求めます。
	【議案第1号1番について議案書をもとに朗読】
	この案件は新たに賃貸借の手続きを行うために解約するものです。

【議案第1号2番、3番について議案書をもとに朗読】

2番は後継者への借換えのため、3番は宅地造成のため解約するものです。

以上3件につきましては、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号1番から3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第1号1番から3番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案第2号1番、2番について事務局から説明をいたします。

事務局

議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、幕別町より決定の求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求める。

【議案第2号1番、2番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布しております、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書1ページのとおり、経営面積、従事日数など、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

15番

15番説明いたします。これらの案件は、更新あります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号1番、2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長 異議なしとします。よって議案第2号1番、2番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第2号3番から6番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号3番から6番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書2ページから3ページのとおり、経営面積、従事日数など、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

18番 18番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでおられるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号3番から6番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長 異議なしとします。よって議案第2号3番から6番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第2号7番、8番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号7番、8番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書4ページのとおり、経営面積、従事日数など、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

19番 19番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

- 議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。
- (発言なし)
- 議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号7番、8番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
- 【全員異議なしの声】
- 議長 異議なしとします。よって議案第2号7番、8番は原案のとおり可決されました。
- 議長 次に、議案第2号9番、10番について事務局から説明をいたします。
- 事務局 【議案第2号9番、10番について議案書をもとに朗読】
- 以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書5ページのとおり、経営面積、従事日数など、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。
- 議長 それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。
- 21番 21番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
- 議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。
- (発言なし)
- 議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号9番、10番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
- 【全員異議なしの声】
- 議長 異議なしとします。よって議案第2号9番、10番は原案のとおり可決されました。
- 議長 次に、議案第2号11番、12番について事務局から説明をいたします。
- 事務局 【議案第2号11番、12番について議案書をもとに朗読】
- 以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます、別添調査書6ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終

わります。

議長 それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

4番 4番説明いたします。これらの案件は、更新であり、借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号11番、12番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長 異議なしとします。よって議案第2号11番、12番は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案第2号13番、14番につきましては、井田委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により本案件の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

(5番 井田委員 退席)

それでは、議案第2号13番、14番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号13番、14番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布しております、別添調査書7ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

6番 6番説明します。今月19日に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号13番、14番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第2号13番、14番は原案のとおり可決されました。

(5番 井田委員 着席)

議長

次に、議案第2号15番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号15番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書8ページ上段のとおり、経営面積、従事日数など、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

22番

22番説明いたします。この案件は、昨年11月に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は買受予定者であり、意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと考えます。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号15番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第2号15番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第2号16番、17番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号16番、17番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書8ページ下段から9ページ上段のとおり、経営面積、従事日数など、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

23番

23番説明いたします。これらの案件は、昨年11月に町公社が利用調整を行つ

たものであります。借主はいずれも買受予定者であり、意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号16番、17番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長 異議なしとします。よって議案第2号16番、17番は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案第2号18番につきましては、鯖戸代理の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により本案件の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

(23番 鯖戸代理 退席)

それでは、議案第2号18番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号18番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布しております、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書9ページ下段のとおり、経営面積、従事日数など、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

22番 説明いたします。この案件は本来、地区担当農業委員は鯖戸代理ですが、議事参与の制限に該当いたしますことから、私の方から説明させていただきます。

この案件は、昨年11月に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は買受予定者であり、意欲的に営農に取り組んでおるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号18番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長 異議なしとします。よって議案第2号18番は原案のとおり可決されました。

(23番 鮎戸代理 着席)

議長 次に、議案第2号19番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号19番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書10ページ上段のとおり、経営面積、従事日数など、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

15番 15番説明いたします。この案件は、昨年11月に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は買受予定者であり、意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号19番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長 異議なしとします。よって議案第2号19番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第2号20番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号20番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます。別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書10ページ下段のとおり、経営面積、従事日数など、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

17番 17番説明いたします。この案件は、今年1月に町公社が利用調整を行い、同月に買入要請を行ったものであります。譲受人は農地中間管理機構である北海道農業公社ですので、今回の所有権の移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号20番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【全員異議なしの声】
議長	異議なしとします。よって議案第2号20番は原案のとおり可決されました。
議長	次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 議案第3号1番から3番について事務局から説明をいたします。
事務局	議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求めます。
	【議案第3号1番から3番について議案書をもとに朗読】
	これらの案件は別添、調査書1ページから3ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。 以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。
20番	20番説明いたします。1番の案件は後継者への経営移譲に伴う使用貸借、2番の案件は後継者への使用貸借、3番の案件は前耕作者の後継者への借換えでありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますので、よろしくお願いします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号1番から3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【全員異議なしの声】
議長	異議なしとします。よって議案第3号1番から3番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第3号4番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号4番について議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書4ページに記載されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

3番 3番説明いたします。この案件は、今月19日に菅野委員、齊藤一男委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願ひします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長 異議なしとします。よって議案第3号4番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第3号5番について事務局から説明をいたします。

事務局 所有権に移ります。

【議案第3号5番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添、調査書5ページに記載されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

17番 17番説明いたします。この案件は、今月19日に飛田委員、齊藤正孝委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願ひします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号5番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長 異議なしとします。よって議案第3号5番は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案第4号1番につきましては、齊藤一男委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により本案件の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

(6番 齊藤一男委員 退席)

それでは、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案第4号1番について事務局から説明をいたします。

事務局 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」、農地法第4条の規定による許可申請のあった下記について、北海道農業会議へ意見聴取したく審議を求めます。なお、北海道農業会議からの許可相当の答申による許可は農業委員会会长の専決で行いたく審議を求めます。

【議案第4号1番について議案書をもとに朗読】

この案件は、スタック堆積場等の建設を目的とする転用であります。なお、農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります、本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから問題ないと考えております。なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添農地転用許可申請に係る審査書に記載されている通りでございます。よろしくお願ひいたします。

議長 それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

5番 説明いたします。この案件は、昨年12月に農振用途変更の案件として、菅野委員、高野委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願ひします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号1番について、異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第4号1番は原案のとおり可決されました。

(6番 齊藤一男委員 着席)

議長

次の議案第5号1番につきましては、高橋委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により本案件の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

(9番 高橋委員 退席)

それでは、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案第5号1番について事務局から説明をいたします。

事務局

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」、農地法第5条の規定による許可申請のあった下記について、北海道農業会議へ意見聴取したく審議を求めます。なお、北海道農業会議からの許可相当の答申による許可は農業委員会会長の専決で行いたく審議を求めます。

【議案第5号1番について議案書をもとに朗読】

この案件は砂利採取を目的とする転用でございます。農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可ですが、本件は一時転用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障がないため問題ないと考えております。なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては別添農地転用許可申請に係る審査表に記載されているとおりでございます。よろしくお願ひいたします。

議長

それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

16番

16番説明いたします。この案件は、今月19日に飛田委員、齊藤正孝委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第5号1番について、異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長 異議なしとします。よって議案第5号1番は原案のとおり可決されました。

(9番 高橋委員 着席)

議長 次に、議案第5号2番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第5号2番について議案書をもとに朗読】

この案件は、バンカーサイロ等の建設を目的とする転用でございます。なお、農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから問題ないと考えております。なお立地基準、一般基準等の詳細につきましては別添農地転用許可申請に係る審査書に記載されているとおりでございます。よろしくお願ひいたします。

議長 それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

19番 説明いたします。この案件は昨年12月に農振用途変更の案件として、高橋委員、深松委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願ひします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第5号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長 異議なしとします。よって議案第5号2番は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案第5号3番につきましては、齊藤正孝委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(15番 齊藤正孝委員 退席)

それでは、議案第5号3番について事務局から説明をいたします。

事務局 農地法第5条の規定による許可申請があつたので審議を求めます。

【議案第5号3番について議案書をもとに朗読】

この案件は、農家住宅建設を目的とする転用でございます。農地区分は第1種農地であります。

第1種農地は原則不許可ですが、本件は農業振興地域整備計画の農業を担うべきものの育成確保たる施設として位置付けられた農家住宅への転用である事から、問題ないと考えております。

なお立地基準、一般基準の詳細につきましては、別添審査表に記載されているとおりでございます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

20番 20番説明いたします。この案件は、昨年12月に農振除外案件として、高橋委員、深松委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては事務局説明のとおりですので、よろしくお願ひします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第5号3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長 異議なしとします。よって議案第5号3番は原案のとおり可決されました。

(15番 齊藤正孝委員 着席)

議長 次に、議案第6号「現況証明について」を議題といたします。議案第6号1番について事務局から説明をいたします。

事務局 議案第6号「現況証明について」、農地法関係事務処理要領に基づき、土地の現況証明願があったので審議を求めます。

【議案第6号1番について議案書をもとに朗読】

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

18番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月19日に飛田委員、齊藤正孝委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしくお願ひします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第6号1番について原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【全員異議なしの声】
議長	異議なしとします。よって議案第6号1番は原案のとおり可決されました。
議長	次に、議案第6号2番、3番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第6号2番、3番について議案書をもとに朗読】
	以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。
17番	17番説明します。これらの案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月19日に飛田委員、齊藤正孝委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしくお願いします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第6号2番、3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【全員異議なしの声】
議長	異議なしとします。よって議案第6号2番、3番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第7号「幕別町農業委員会事務局設置規則の一部改正について」を議題といたします。 議案第7号について事務局から説明をいたします。
事務局	議案第7号「幕別町農業委員会事務局設置規則の一部改正について」、次のとおり決定したいので審議を求めます。 平成29年に改正された「地方公務員法及び地方自治法」の施行に伴い、令和2年4月1日から、新たに「会計年度任用職員の制度」が導入されます。 これまで臨時的任用職員に「賃金」として支払っていた勤務の対価について、今後は「報酬」として支払うこととなり、これに伴い地方自治法施行規則で定

める歳出科目及び幕別町財務規則から「賃金」の節が削除されます。

また、昨年12月に幕別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例が制定されたことから所要の改正を行うものであります。

なお、一般会計の農業委員会費においては、これまで臨時的任用職員の1名が配備され予算化されており、新年度予算においてはこれまでの歳出科目「賃金」から「報酬」への変更がされることになります。

改正の内容についてですが、別紙の2をご覧になっていただきたいと思います。農業委員会事務局設置規則の新旧対照表をご覧ください。

事務局長等の専決事項については、第8条第1項に記載されております。その第7号の条文から「、賃金」を削るものであります。

なお、この規則につきましてご決定いただきましたら、4月1日から施行したいと考えております。

改正後の全文につきましては資料1に掲載しておりますので後ほどご覧になつていただきたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしくご決定くださいますようお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第7号について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第7号は原案のとおり可決されました。

議長

議案は以上であります。

これをもちまして、第32回農業委員会総会を閉会します。

事務局

ご起立願います。ご苦労様でした。